

ST&E（スタンディ）利用規約(version3.0)

第1条（定義）

本規約において使用する用語は、以下の各号の意味で使用します。

- ① 「当社」とは、株式会社 B-Story を意味します。
- ② 「お客様」とは、本サービスの利用契約を締結する企業を意味します。
- ③ 「本サービス」とは、「Save Time and Effort 時間と手間を省く」概念に基づく法人情報提供サービス「ST&E（スタンディ）」を意味します。
- ④ 「本規約」とは、「ST&E（スタンディ）」利用規約を意味します。
- ⑤ 「利用契約」とは、トライアル契約と有償契約の総称をいい、お客様と当社又は当社の販売店との間で締結する本規約に定める内容の契約を意味します。
- ⑥ 「トライアル」とは、お客様が有償契約の締結検討のため試しに本サービスを無償で利用することを意味します。
- ⑦ 「トライアル契約」とは、トライアルにかかるお客様と当社又は当社の販売店との間で締結する契約を意味します。
- ⑧ 「有償契約」とは、本サービスを有償で利用する際に、お客様と当社又は当社の販売店との間で締結する契約を意味します。
- ⑨ 「本情報」とは、お客様が本サービスを通じて取得できる情報を意味します。
- ⑩ 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）を意味します。
- ⑪ 「アカウント ID」とは、当社が発行する本サービスを利用するための ID を意味します。
- ⑫ 「反社会的勢力等」とは、別紙 1 に定める者を意味します。

第2条（目的）

本規約は、当社が提供する本サービスのご利用にあたり、お客様に遵守していただかなければならない事項及び当社とお客様との間の権利義務関係を定めています。お客様は、本サービスのお申込み前に必ず全文お読み頂き、本規約に同意して頂いた上で本サービスをご利用下さいますようお願い致します。

第3条（契約関係）

1. 当社は、お客様に事前に通知することにより、本サービスの内容を変更できるものとします。
2. 当社は、以下の場合に、当社の裁量により、本規約を変更することができます。
 - ① 本規約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。
 - ② 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
3. 当社は、前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1か月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を周知するものとします。変更後の本規約の効力発生日以降にお客様が本サービスを利用したときは、お客様は本規約の変更に同意したものとみなします。

4. 利用契約は、当社がお客様にアカウント ID を発行した時に、当社とお客様との間で成立するものとし、アカウント ID が失効した日、利用契約が解除された日又は本サービスの提供が終了した日まで、当社とお客様との間で有効に存続するものとしします。
5. 当社は、お客様が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、アカウント ID を発行しないことがあり、また、その理由については一切開示義務を負いません。
 - ① 当社に提供したお客様情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - ② 反社会的勢力等であると当社が判断した場合
 - ③ 過去に当社との契約に違反した者又はその関係者であると当社が判断した場合
 - ④ 第 4 条第 1 項に定める措置を受けたことがある場合
 - ⑤ その他、アカウント ID の発行が適当でないと当社が判断した場合
6. お客様は、当社が発行したアカウント ID を取得した日から本サービスの利用が可能です。

第 4 条（トライアル契約）

1. トライアル契約は、お客様が当社又は当社の販売店に対してトライアルの実施を申し込み、当社又は当社の販売店がこれを承諾することにより成立します。
2. トライアルの期間は、本サービスの連携を完了した日から最大 2 か月間とします。
3. お客様が前項に定めるトライアル期間の満了までに当社又は当社の販売店との間で有償契約を締結しなかった場合、トライアル期間終了とともにアカウント ID は失効し、トライアル契約は終了するものとしします。

第 5 条（有償契約）

1. 有償契約は、当社又は当社の販売店が、お客様に対し見積書を提示し、これを受けてお客様が発注書を当社又は当社の販売店に送付し、当社又は当社の販売店に到達したときに成立します。
2. 有償契約における本サービスのプラン、利用対価、利用期間等は、見積書及び発注書にて定めます。
3. 本サービスのプランの変更は、お客様の申出又は当社の提案により、当社又は当社の販売店がお客様に対し変更後のプランの見積書を提示し、これを受けてお客様が変更発注書を当社又は当社の販売店に送付し、当社又は当社の販売店に到達することにより行うことができるものとし、変更内容の適用は、変更後のプランの見積書記載の日から開始するものとしします。但し、プランの下方修正に伴う返金及び日割り精算は一切行わないものとしします。
4. お客様は、当社に対して 1 か月前までに当社所定の方法により通知することにより、有償契約を将来に向かって解約することができます。但し、本項の解約に伴う返金及び日割り精算は一切行わないものとしします。
5. 見積書又は発注書等の書面において本規約と異なる事項を定めたときは、見積書又は発注書等の書面の定めが優先することとしします。

第 6 条（契約解除）

当社及びお客様は、相手方が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、事前に通知又は催告することなく、本サービスの利用を一時的に停止し、又は利用契約を解除することができるものとしします。

- ① 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- ② 競合するサービスを提供していると判断した場合
- ③ 当社又は当社にライセンスを許諾している者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用し、又は利用しようとした場合
- ④ 手段の如何を問わず、本サービスの提供を妨害した場合
- ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
- ⑥ 自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき
- ⑦ 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
- ⑧ 租税公課の滞納処分を受けた場合
- ⑨ 6 か月以上本サービスの利用がなく、当社からの連絡に対して応答がない場合、又は死亡した場合
- ⑩ 反社会的勢力等、又は、資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っている団体又は個人と当社が判断した場合
- ⑪ その他、当社がお客様として適当でないと判断した場合

第7条（本サービスの利用に関する事項）

- 1. お客様は、電子メールを含む事前の書面による当社の承諾を得ることなく、お客様以外の第三者（お客様の役職員がお客様の業務の範囲内で利用する場合、お客様の役職員を除きます。）に、アカウント ID 及び本情報等を利用させないものとします。
- 2. お客様は、本規約の目的の範囲内でかつ本規約に違反しない範囲内で、当社の定める方法に従い、本サービスを利用することができるものとします。お客様は、本サービスにつき、再許諾、貸与その他の処分をしてはならないものとします。
- 3. 本サービスの提供を受けるために必要な、コンピューター、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、お客様の費用と責任において行うものとします。
- 4. お客様は、本サービスの利用環境に応じて、コンピューター・ウイルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとします。
- 5. お客様は、善良な管理者の責任をもって、アカウント ID 及び本情報を管理し、本サービスを利用するものとします。
- 6. 当社は、お客様が本サービス及び本情報を利用することによって生じる損害などについては一切責任を負わないものとします。但し、当社の故意又は重過失によって当該損害が生じた又は拡大した場合はこの限りではありません。
- 7. 当社は、セキュリティ対策、違反行為対策及びサービス改善を目的としてログを収集します。
- 8. 当社は、お客様が本サービスの利用を開始した後であっても、本サービスの動作に関して本規約に照らし違反

行為や不適切な動作の可能性があるとして当社が判断する場合、お客様に対し、是正の指示や本サービスの検査を求めることができるものとし、お客様は、当該検査に応じ必要な協力をしなければならず、当社からは是正の指示を受けたときは、速やかに当該指示に従わなければならないものとします。

9. お客様は、当社に届け出た申込者情報に変更が生じたときは、速やかに当社所定の方法により変更内容を届け出るものとします。お客様が当該届出を怠ったことにより当社からお客様への連絡、通知等がお客様に到達せず、又は遅延したためにお客様に損害が生じた場合であっても、当社はその責任を負いません。

第8条（権利帰属・禁止行為）

1. 当社は、本サービスの利用にあたりお客様が送信・登録した情報に関しては、いかなる権利も取得しないものとします。
2. 本サービス及び本情報に関する所有権及び知的財産権は全て当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属しております。
3. お客様は、以下の各項のいずれかに該当する行為をしてはならないものとします。
 - ① 本サービス又は本情報を当社のサービスと競合するサービスのために使用する行為
 - ② 本情報を有償無償に関わらず第三者に提供する行為
 - ③ 当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為
 - ④ ソースコードを解読する行為（逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含むが、これに限定されません。）
 - ⑤ 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
 - ⑥ 法令又は当社若しくはお客様が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
 - ⑦ コンピューター・ウイルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為
 - ⑧ 本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為
 - ⑨ 当社が定める一定のデータ容量以上のデータを本サービスに関連して送信する行為
 - ⑩ 当社による本サービスの提供を妨害するおそれのある行為
 - ⑪ 当社に対して虚偽の申込み情報を届け出る行為
 - ⑫ 他のお客様のアカウント ID を使用して本サービスを利用する行為
 - ⑬ その他、当社が不適切と判断する行為

第9条（料金）

本サービスの利用の対価は、有償契約で定める通りとします。

第10条（本情報の使用）

お客様は、お客様の責任のもと、本情報について、業務や環境に合わせたカスタマイズを行ってもよいものとします。

第11条（本サービスの更新・停止等）

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合、お客様に事前に通知することなく、本サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。また、お客様への対応方法及び当該月の費用については、互いに信義誠実の原則に従って協議の上、速やかに解決を図るものとします。
 - ① 当社が悪質なロボット等のアクセスと判断した場合
 - ② 本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
 - ③ データセンター、コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
 - ④ 火災、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合
 - ⑤ その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合
2. 当社は、本サービスのシステムメンテナンス等の処置を行う場合、お客様に1か月前までに通知するものとします。但し、緊急メンテナンスの通知に関してはこの限りではないものとします。
3. 当社は、当社の都合により、本サービスの提供を終了することができます。この場合、当社は、お客様に3か月前までに通知するものとします。
4. 当社は、本条に基づき当社が行った措置によりお客様に生じた損害については、その責任を負わないものとします。

第12条（情報の管理）

1. 当社は、お客様から提供を受けた情報資産（お客様が本サービスに送信した情報、ユーザーデータ等）を契約期間保存するものとします。
2. 当社は、利用契約が終了した場合、関係法令に反しない限り、お客様の指示に従い、お客様から提供を受けた情報資産を3か月間保持し、又は返却、破棄若しくは削除します。
3. 前項の規定に基づき、当社がお客様から提供を受けた情報を返却、破棄又は削除した場合において、お客様から請求があったときは、当社はお客様に対し、当該情報を返却、破棄又は削除したことを証明する文書を提出します。
4. お客様は、利用契約が終了した場合、当社の指示に基づき、当社から提供を受けた本サービス及びマニュアル、導入したソース、その他の物につき、返却、破棄、削除その他の処分を行うものとします。

第13条（ダウンロード等についての注意事項）

お客様は、本サービスの利用開始に際し又は本サービスの利用中に、ダウンロードその他の方法によりデータ等をお客様のコンピューター等にインストールする場合には、お客様が保有する情報の消滅若しくは改変又は機器の故障、損傷等が生じないよう十分な注意を払うものとし、当社はお客様に発生したかかる損害について当社の責に帰すべき場合を除き責任を負わないものとします。なお、当社は、お客様が保有する情報の消滅若しくは改変又は機器の故障、損傷等が起きうる条件について情報を有している場合は、お客様がデータ等をインストールする前に、当該情報をお客様に対して通知するものとします。

第14条（保証の否認及び免責）

1. 当社は、本サービス及び本情報につき、特定目的への適合性について如何なる保証も行わないものとします。

また、当社は、本サービスの修正又は改良に努めますが、義務を負わないものとします。

2. お客様は、本サービス及び本情報を利用することが、お客様に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、お客様による本サービス及び本情報の利用が、お客様に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
3. 本サービス又は本情報に関連してお客様とエンドユーザーその他の第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、お客様の責任において処理及び解決するものとし、当社はかかる事項について当社の責に帰すべき場合を除き責任を負わないものとします。
4. 当社は、本規約に基づく当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更に関連してお客様が被った損害につき、当社の責に帰すべき場合を除き賠償する責任を負わないものとします。また、当社は、お客様が保有する情報の消滅若しくは改変又は機器の故障、損傷等が起きうる条件について情報を有しているにもかかわらず、当該情報を共有しない場合その他当社の責に帰すべき場合を除き、本サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷に関連してお客様が被った損害につき、賠償する責任を負わないものとします。
5. 当社は、当社と提携しているサービスの不備等に起因してお客様に発生した損害について、当社の責に帰すべき場合を除き責任を負わないものとします。

第 15 条（紛争処理、損害賠償及び違約金）

1. お客様が、本サービス又は本情報に関連してエンドユーザーその他の第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当社に通知するとともに、お客様の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理するものとします。また、お客様は、当社からの要請に基づき、その経過及び結果を当社に報告するものとします。
2. 当社は、当社の故意又は過失に基づいてお客様又はエンドユーザーその他の第三者に損害（第 1 項に基づきお客様がクレーム又は紛争の処理に要した費用及び第三者に支払った費用を含みます）が生じた場合に限り、当該損害が発生した月の本サービスの利用料の額を上限として損害賠償責任を負うものとします。
3. お客様が本規約第 6 条（権利帰属・禁止行為）に定める禁止行為に違反し、又は本サービスの利用に起因若しくは関連して、当社又は第三者に損害を与えた場合、お客様は、当社が被った一切の損害（弁護士費用を含む。）を賠償する責任を負うものとします。

第 16 条（秘密保持）

1. 本規約において「秘密情報」とは、利用契約又は本サービスに関連して、当社又はお客様が、相手方から書面、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は知り得た、相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味します。本情報は、当社の秘密情報に含まれるものとします。但し、以下のいずれかに該当する場合は除くものとします。
 - ① 相手方から提供若しくは開示がなされたとき、又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの
 - ② 相手方から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公

知となったもの

- ③ 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの
 - ④ 秘密情報によることなく単独で開発したもの
 - ⑤ 相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたもの
2. 情報受領者は、秘密情報を利用契約に基づく本サービスの提供又は利用の目的のみに利用するとともに、相手方の書面による承諾なしに第三者に相手方の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。
 3. 第2項の定めに関わらず、当社及びお客様は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができるものとします。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を当社に通知しなければなりません。
 4. 当社及びお客様は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を記載した文書又は磁気記録媒体等を複製してはなりません。事前に相手方の書面による承諾を得て秘密情報を複製した場合、複製物の管理については第2項に準じて厳重に行うものとします。
 5. 当社及びお客様は、相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。
 6. 本条は、利用契約終了後も引き続き効力を有するものとする。

第17条（本規約の譲渡等）

1. 当社及びお客様は、相手方の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできないものとします。

第18条（反社会的勢力の関与）

1. 当社は、反社会的勢力等による本サービスの利用を禁止します。当社及びお客様は、相手方又は利用契約締結に関する相手方の代理人若しくは利用契約締結を媒介した者が反社会的勢力等であることが判明したときには、催告を要せず書面で通知することにより直ちに利用契約の全部又は一部を将来に向かって解除することができます。
2. 当社及びお客様は、相手方が利用契約に関連して締結した契約（以下「関連契約」という。）の当事者又は関連契約の締結に関する関連契約の当事者の代理人若しくは関連契約の締結を媒介した者が反社会的勢力等であることが判明した場合には、相手方に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができます。
3. 当社又はお客様は、相手方に対して前項に基づいて必要な措置を講ずるよう求めたにもかかわらず、相手方が正当な理由なくこれを拒否した場合、催告を要せず相手方に書面で通知することにより直ちに利用契約の全部又は一部を将来に向かって解除することができます。
4. 前各項の場合を除き、当社及びお客様は、相手方の取締役、監査役、従業員その他の構成員、株主、取引先、若しくは顧問その他のアドバイザーが反社会的勢力等であること、又は相手方が資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関

与を行っていることが判明した場合において、その解消を求める通知を相手方に送付し、相手方がこれを受領後相当期間内に解消しないときは、相手方に書面で通知することにより直ちに利用契約の全部又は一部を将来に向かって解除することができます。

5. 当社又はお客様が本条に基づき利用契約を解除した場合、解除した者は、当該解除により相手方に生じた損害の賠償責任を負わないものとします。

第 19 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、裁判所によって違法又は無効と判断された場合であっても、残りの部分の条項は、継続して完全に効力を有し、当社及びお客様は、当該違法又は無効の条項を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、その趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第 20 条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 21 条（協議解決）

当社及びお客様は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

以上

制定 version2.0 : 2017 年 8 月 9 日

改定 version2.1 : 2021 年 12 月 7 日

改定 version2.2 : 2023 年 2 月 1 日

改定 version2.3 : 2023 年 3 月 1 日

改定 version2.4 : 2023 年 11 月 1 日

改定 version3.0 : 2025 年 4 月 1 日

〒104-0061 東京都中央区銀座 6-13-9 GIRAC GINZA8F bizcube

株式会社 B-Story

別紙 1 反社会的勢力等

- (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 1 号で定める暴力的不法行為等をいう。以下同じ。）を行うことを助長するおそれがある団体）
- (2) 暴力団員（暴力団の構成員）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するもの）
- (4) 元暴力団員（暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者）
- (5) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業）
- (6) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
- (7) 社会運動標榜ゴロ等（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
- (8) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人）
- (9) 第 1 号から第 8 号に準ずる者
- (10) その他、次のいずれかに該当する者
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害等を加える目的をもってする等、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に定義される性風俗関連特殊営業を営む者、又はこれらの関連者
- (12) 公序良俗に反し又はそのおそれのある事業を行う者
- (13) 第 11 号又は第 12 号に準ずる者